

技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局「大隅河川国道事務所管内における災害時等応急対策業務（測量・設計検討・地質調査等）に関する基本協定」の締結業者については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和3年2月3日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 岩男 忠明
鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、大隅河川国道事務所が管理する直轄管理区間（河川、砂防、道路）において、大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に応急対策を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、災害発生範囲の測量・設計等を行い、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応急対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所の直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

なお、本協定の協定書は、別紙-1のとおりとする。

(2) 業務実施場所

大隅河川国道事務所で直轄河川・砂防・道路事業を施行する区域とする。

(3) 協定期間 令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日

(4) 基本協定締結業者の選定は、業務実施体制、業務成績等に関する技術資料を総合的に評価して、協定締結業者（①測量・設計検討 河川・砂防：10社程度、道路：10社程度 ②地質調査 河川・砂防・道路：5社程度）を選定する。

(5) 基本協定締結後、災害が発生し緊急的に測量・設計検討、地質調査を実施する場合は、当該協定締結業者の中から、前項（4）の評価及び、地理的条件（作業所への距離）、業務実施の可否等により、契約締結業者を決定し、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

4. 応募資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格あるいは令和3・4年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格又は令和3・4年度地質調査に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、令和3年4月1日時点で認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。

(3) 技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を

受けていないこと。

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は、これに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成22年度～令和2年度に完了した業務において、鹿児島県内における国・県・市町村が発注した河川・砂防又は道路事業に関する、土木関係建設コンサルタント業務、測量業務又は地質調査の業務実績を3件以上有すること。なお、業務実績は大隅河川国道事務所発注の業務を優先的に評価する。
- (6) 鹿児島県内に本店（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による）を有していること。なお、地質調査の応募については、鹿児島県内に本店・支店等（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店・支店等の住所による）を有していること。
- (7) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、上記4.（6）に在勤であること。

① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3ヵ月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

② 以下のア) 又はイ) の資格を保有すること。

1) 測量・設計検討

ア) 技術士（建設部門：河川・砂防及び海岸、道路）、又はRCCM（建設部門：河川・砂防及び海岸、道路）を有する者が1名以上。

イ) 測量士3名以上、かつ測量士と測量士補の総計が5名以上。

2) 地質調査

ア) 博士（土木工学系に限る）、技術士（建設部門、応用理学部門：選択科目が地質に限る、総合技術管理部門：選択科目が建設部門又は応用理学一地質に限る）又はRCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門、港湾及び空港部門、電力土木部門、道路部門、鉄道部門、都市計画及び地方計画及び地方計画部門、地質部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、施工計画、施工設備及び積算部門、建設環境部門を有する者が1名以上。

イ) 地質調査技士を有する者が1名以上。

5. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、4. に掲げる応募資格要件を満たしている者。
- (2) 技術資料等説明資料に示す各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

6. 協定締結応募資格の確認等

- (1) 本協定締結の応募希望者は、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、応募資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに応募資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

① 提出期間：令和3年2月3日（水）から令和3年2月25日（木）までの土曜日
日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1

電 話：0994-65-2997

国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 道路管理課

担当：道路管理課長（内線431）

管理係長（内線432）

- ③ 提出方法：持参又は、郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。
- ④ 申請書及び技術資料等の様式については、大隅河川国道事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。
- （２）申請書は、別紙「様式－１」により作成し、会社の代表印を押印すること。
- （３）参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和３年３月１２日（金）までに書面にてＦＡＸにより通知する。

7. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- （１）参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。（様式は自由とする。）
- ① 提出期限：令和３年３月１６日（火） １７時００分。
- ② 提出場所：上記６．（１）② に同じ。ＦＡＸ番号：０９９４－６５－４２１６
- ③ 提出方法：ＦＡＸ又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。
- （注）ＦＡＸで提出した場合は、ＦＡＸ送信後、大隅河川国道事務所道路管理課長へ電話で確認すること（不在の場合は道路管理課職員で可）。
- （２）当職は、説明を求められたときは、令和３年３月２３日（火）までに説明を求めた者に対し、書面にてＦＡＸにより回答する。

8. 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項 （必須）

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
（１）申請書 〔様式－１〕	様式は〔様式－１〕とし、必ず会社の代表者印を押印すること。 応募にあたっては、測量・設計検討又は地質調査いずれかの業務を選択し応募するものとし、測量・設計検討については、河川・砂防又は道路の希望を記載すること。
（２）企業の実績 〔様式－２〕	様式は〔様式－２〕とし、過去１０ヶ年度＋当該年度（平成２２年度から令和２年度までの間）に完了した大隅河川国道事務所管内における国・県・市町村が発注した河川・砂防又は道路事業に関する、土木関係建設コンサルタント業務、測量業務又は地質調査の業務実績を５件まで記載する。 実績の記載は大隅河川国道事務所が発注した業務を優先し記載する。
（３）技術者の資格 〔様式－３〕	様式は〔様式－３〕とし、４．（７）を満たす技術者を記入する。また資格の確認できる資料を提出する。 測量・設計検討 ①技術士（建設部門：河川・砂防及び海岸、道路）、又はＲＣＣＭ（建設部門：河川・砂防及び海岸、道路）を有する者）については３名を上限に記載する。 ②測量士については５名を上限に記載する。 地質調査 ①博士（土木工学系に限る）、技術士（建設部門、応用理学部門：選択科目が地質に限る、総合技術管理部門：選択科目が建設部門又は応用理学－地質に限る）又はＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋部門、港湾及び空港部門、電力土木部門、道路部門、鉄道部門、都市計画及び地方計画及び地方計画部門、地質部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、施工計画、施工設備及び積算部門、建設環境部門）については、３名を上限に記載する。 ②地質調査技士については、３名を上限に記載する。

(4)実施可能業務 [様式－４]	様式は[様式－４]とし、測量・設計検討又は地質調査業務の応募について、実施可能な業務を記載する。
---------------------	--

(その他)

(5) 企業の表彰 [様式－２]	様式は[様式－２]とし、九州地方整備局発注業務で直近２ヶ年（平成３０年度・令和元年度完成業務）における局長表彰又は事務所長表彰の有無を記載する。記載した表彰について、表彰状の写しを添付すること。
(6) 継続的な営業に基づく信頼度 [様式－２]	様式は[様式－２]とし、営業年数を記載する。
(7) 業務の即応体制 [様式－２]	様式は[様式－２]とし、４．(6)から大隅河川国道事務所までの到達時間及び距離を記載する。なお、移動ルートは陸路とする。

9. 評価に関する事項等

(必須)

評価項目	評価内容	点	備考
業務実施体制	(様式－３により評価) ・応募資格要件４．(7)を満たす技術者の人数。 測量・設計検討 ①技術士（建設部門：河川・砂防及び海岸、道路）、又はRCCM（建設部門：河川・砂防及び海岸、道路）の人数 ②測量士の人数 地質調査 ①博士（土木工学系に限る）、技術士（建設部門、応用理学部門：選択科目が地質に限る、総合技術管理部門：選択科目が建設部門又は応用理学－地質に限る）又はRCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門、港湾及び空港部門、電力土木部門、道路部門、鉄道部門、都市計画及び地方計画及び地方計画部門、地質部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、施工計画、施工設備及び積算部門、建設環境部門）の人数 ②地質調査技士の人数	20	
	(様式－２により評価) ・４．(6)から大隅河川国道事務所までの到達時間	10	
業務実績	(様式－２により評価) ・過去１０ヶ年度＋当該年度（平成２２年度から令和２年度）における大隅河川国道事務所が発注した河川・砂防又は道路事業に関する、土木関係建設コンサルタント業務、測量業務又は地質調査の実績件数	20	

	■業務成績の評価 ・九州地方整備局発注（九州管内事務所の発注業務含み）の過去2ヶ年度＋当該年度（平成30年度から令和2年度）における業務の平均点	20	
--	--	----	--

（その他）

評価項目	評価内容	配点	備考
企業の表彰	（様式－2により評価） ・九州地方整備局発注業務で直近2ヶ年（平成30年度・令和元年度完成業務）における局長表彰又は事務所長表彰の有無	10	
継続的な営業に基づく信頼度	（様式－2により評価） ・記載された営業年数により評価する。	10	

10. 本基本協定に関する手続等

（1）担当部局は、上記6.（1）②に同じ。

（2）技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：令和3年2月3日（水）から令和3年2月25日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 交付場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 道路管理課

③ 交付方法：大隅河川国道事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。

なお、技術資料様式については電子メールによるデータ配布を行うことができるので、希望するものは受信可能なメールアドレスを下記送信先に配布を希望する旨のメールを送信するものとする。

送信先：大隅河川国道事務所 qsr-osumi@mlit.go.jp

11. 技術資料等説明書に対する質問

（1）この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間：令和3年2月3日（水）から令和3年2月17日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

② 提出場所：上記6.（1）②に同じ。FAX番号：0994-65-4216

③ 提出方法：FAX、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。

（注）：FAXで提出した場合は、FAX送信後、大隅河川国道事務所 道路管理課長へ電話で確認すること（不在の場合は道路管理課職員で可）。

（2）（1）の質問に対する回答は、書面により令和3年2月22日（月）までに行う。

12. 本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出に基づき評価・決定する。その結果は、令和3年3月12日（金）までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

13. その他

（1）申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（2）当職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

（3）提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。

（4）提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

大隅河川国道事務所管内における災害時等応急対策業務
(測量・設計検討等)に関する基本協定

＜河川・砂防事業＞

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長 岩男 忠明（以下「甲」という）と、〇〇コンサルタント(株) 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策業務（測量・設計検討等）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲の直轄管理区間（河川・砂防）において発生した災害（甲の直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体の管理区間）において発生した災害であって、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である九州地方整備局長が出動命令を発した場合を含む。以下同じ。）の応急対策を緊急的に実施することを想定し、災害発生範囲の測量・設計等を行い、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

（業務の内容）

第 2 条 甲は、直轄管理区間（河川・砂防）で災害等が発生し必要と認めるときには、災害状況に応じて乙に出動を要請することができるものとする。
2．乙は、前項の要請があった時は、速やかに体制を整え、被害状況を把握し、甲の指示により当該災害等の調査・測量及び設計等を実施するものとする。
3．乙は、これらの業務に適切に対応が出来るよう河川情報センター、日本道路情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

（業務の実施区間）

第 3 条 業務の実施区間は、甲が管理する直轄管理区間（河川・砂防）とし別図－ 1、2 のとおりとする。

（出動の要請）

第 4 条 甲は、乙に対し第 3 条の業務実施区間の具体的な災害等の状況に応じ応急対策業務のための出動を書面又は、電話等の方法により要請するものとする。
2．乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第 5 条 甲の出動要請があった場合には、甲と乙は速やかに業務請負契約を締結するものとする。

（業務の実施）

第 6 条 業務の直接の指示は、大隅河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

る。

2．乙は、第 4 条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し、指示者の指示のもと、調査、測量等の業務を実施するものとする。

（広域要請）

第 7 条 甲は大規模な災害が発生した場合は、第 3 条の工事の実施区間にとらわれることなく出動を要請することができるものとする。
2．乙は、前項の要請があったときは、道路・河川・砂防等を問わず、甲の指示により当該災害の応急対策業務を実施するものとする。

（損害の負担）

第 8 条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
2．本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
3．本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（有効期限）

第 9 条 この協定の有効期限は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

（協議）

第 1 0 条 この協定に定めのない事項または、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（雑則）

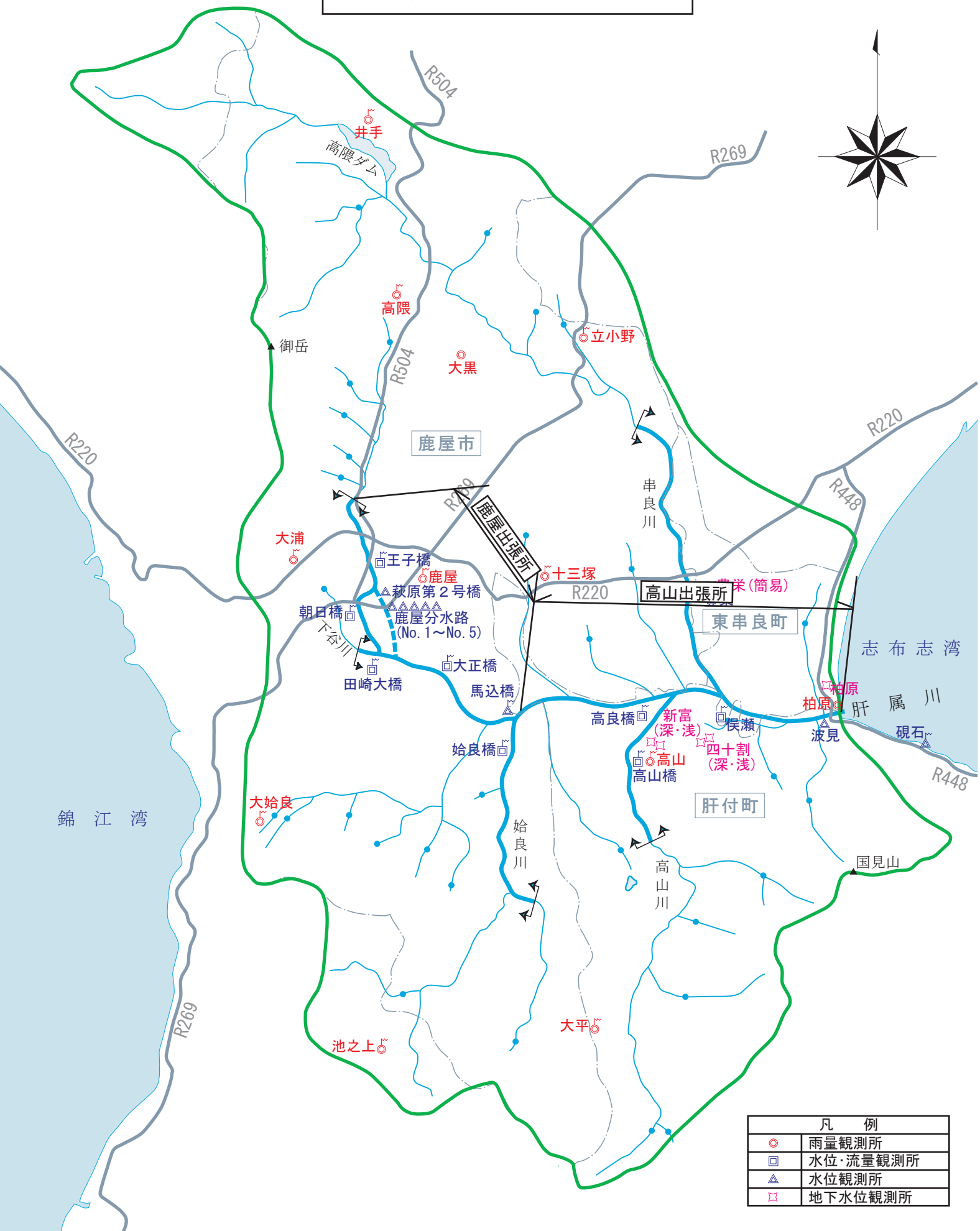
第 1 1 条 この協定の証しとして、本書 2 通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自 1 通保有する。

令和 3 年〇月〇〇日

甲	住所	鹿児島県肝属郡肝付町新富 1 0 1 3 － 1
	氏名	国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 岩男 忠明
乙	住所	鹿児島県鹿児島市〇〇丁目〇〇番〇〇号
	氏名	〇〇コンサルタント(株) 代表取締役 〇〇 〇〇

流域図

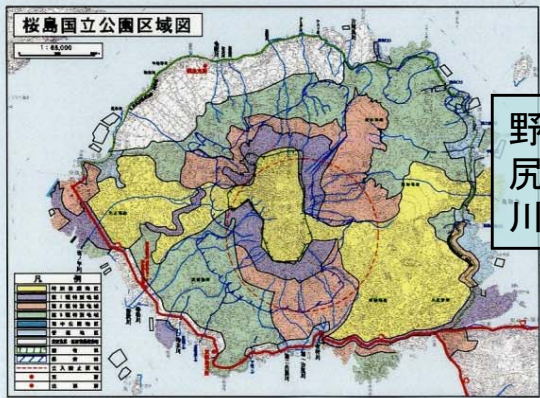
別図-1



桜島火山砂防事業管内図

河川名	流域面積	平均流量	平均流速
野尻川	2.75	4.9	S51
春松川	1.74	3.8	S52
持木川	1.14	4.9	S51
第二古里川	1.12	3.8	S52
第一古里川	0.95	3.4	S54
有村川	4.33	4.0	S55
黒神川	8.72	6.7	S51
金床川	0.68	2.1	S56
引ノ平川	7.41	4.9	H 7
古河良川	1.78	4.8	H 9

桜島直轄砂防施工区域：



長谷川

金床川

古河良川

黒神川

引ノ平川

野尻川

春松川

持木川

第二古里川

第一古里川

有村川

凡	例
△	砂防基準点
○	雨量観測所
○	水位計
○	流速計
○	距離標
○	ワイヤセンサー
○	ハネルセンサー
○	えん堤

凡	例
—	流域界
—	砂防指定六条
—	桜島砂防出張所
—	立入禁止区域

国土交通省大隅河川国道事務所

大隅河川国道事務所管内における災害時等応急対策業務
(測量・設計検討等)に関する基本協定

＜道路事業＞

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長 岩男 忠明（以下「甲」という）と、〇〇コンサルタント（株） 代表取締役 〇〇 〇〇 （以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策業務（測量・設計検討等）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の直轄管理区間（道路）において発生した災害（甲の直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体の管理区間）において発生した災害であって、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である九州地方整備局長が出動命令を発した場合を含む。以下同じ。）の応急対策を緊急的に実施することを想定し、災害発生範囲の測量・設計等を行い、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

（業務の内容）

第2条 甲は、直轄管理区間（道路）で災害等が発生し必要と認めるときには、災害状況に応じて乙に出動を要請することができるものとする。
2. 乙は、前項の要請があった時は、速やかに体制を整え、被害状況を把握し、甲の指示により当該災害等の調査・測量及び設計等を実施するものとする。
3. 乙は、これらの業務に適切に対応が出来るよう河川情報センター、日本道路情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

（業務の実施区間）

第3条 業務の実施区間は、甲が管理する直轄管理区間（道路）とし別図ー1のとおりとする。また、大隅河川国道事務所が管理するその他の施設に係る業務の実施区間は、別図ー2のとおりとする。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し第3条の業務実施区間の具体的な災害等の状況に応じ応急対策業務のための出動を書面又は、電話等の方法により要請するものとする。
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第5条 甲の出動要請があった場合には、甲と乙は速やかに業務請負契約を締結するものとする。

（業務の実施）

第6条 業務の直接の指示は、大隅河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者

（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

2. 乙は、第4条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出動し、指示者の指示のもと、調査、測量等の業務を実施するものとする。

（広域要請）

第7条 甲は大規模な災害が発生した場合は、第3条の工事の実施区間にとらわれることなく出動を要請することができるものとする。
2. 乙は、前項の要請があったときは、道路・河川・砂防等を問わず、甲の指示により当該災害の応急対策業務を実施するものとする。

（損害の負担）

第8条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項または、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（雑則）

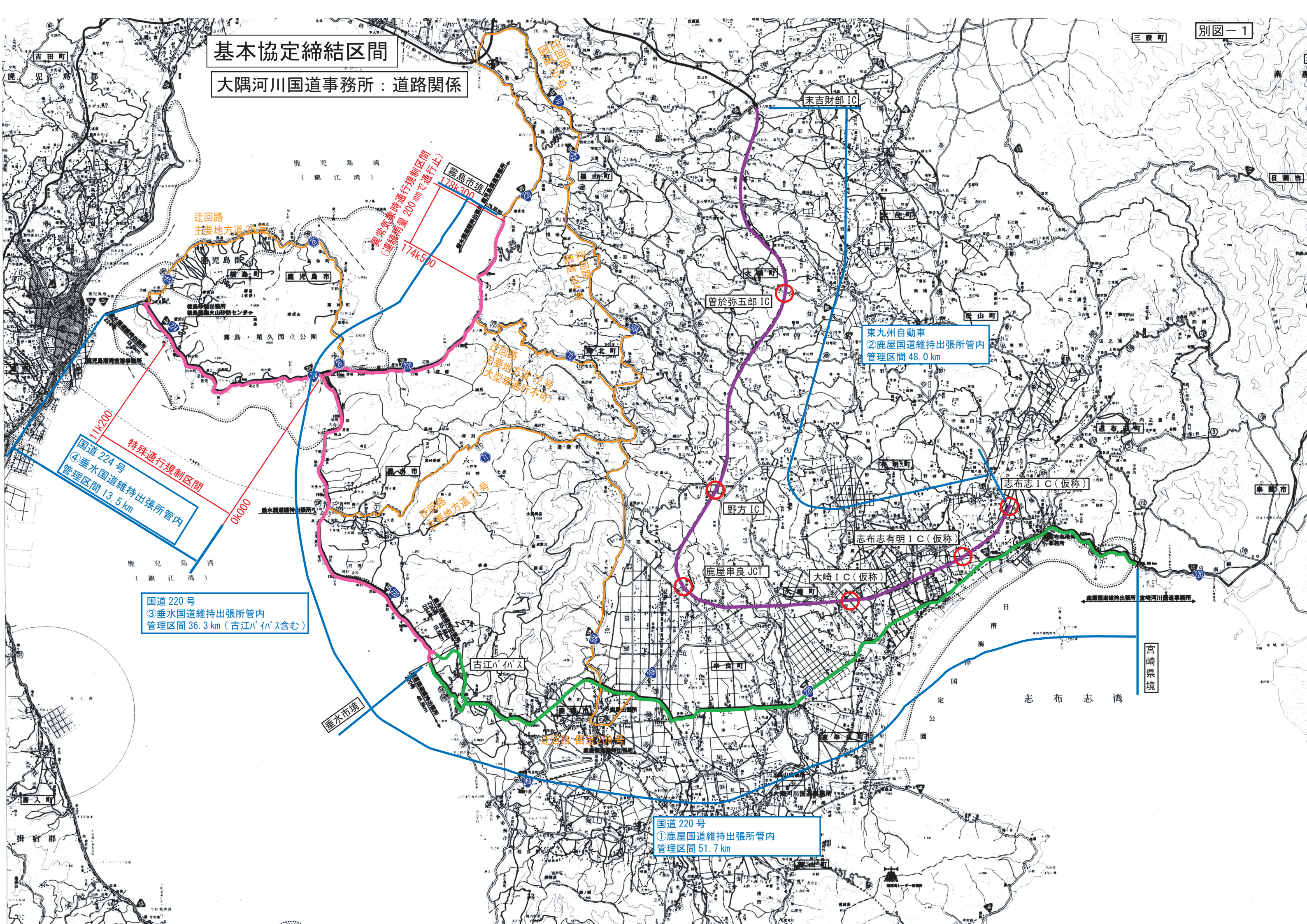
第11条 この協定の証しとして、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通保有する。

令和3年〇月〇〇日

甲 住所 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
氏名 国土交通省九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

乙 住所 鹿児島県鹿児島市〇〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇コンサルタント（株）
代表取締役 〇〇 〇〇

基本協定締結区間
大隅河川国道事務所：道路関係



国道 220 号
③垂水国道維持出張所管内
管理区間 36.3 km (古江バイパス含む)

国道 224 号
④垂水国道維持出張所管内
管理区間 13.5 km

国道 220 号
①鹿屋国道維持出張所管内
管理区間 51.7 km

東九州自動車
②鹿屋国道維持出張所管内
管理区間 48.0 km

特殊通行規制区間
(連続雨量 200 mm で通行止)
178k300
174k510

迂回路
主要地方道 7 号
大型車通行不可

迂回路
主要地方道 2 号

宮崎県境

垂水市境

古江バイパス

大崎 IC (仮称)

志布志有明 IC (仮称)

志布志 IC (仮称)

野方 IC

鹿屋串良 JCT

曾於弥五郎 IC

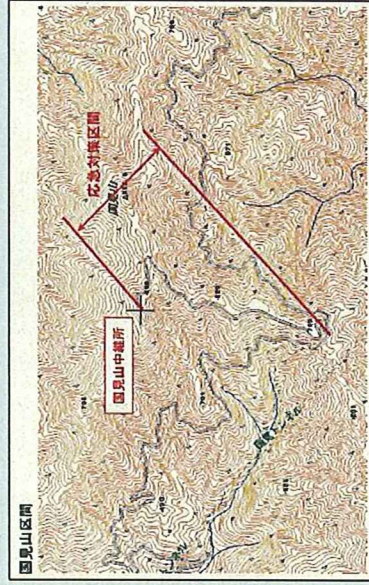
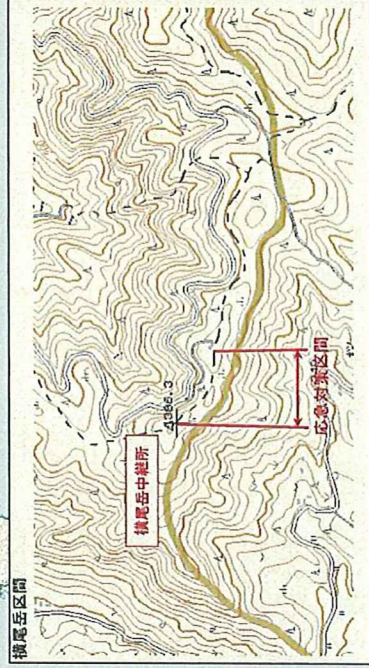
末吉財部 IC

大隅河川国道事務所道管内図

This is a detailed topographic map of the Oiwake River National Road Management Area. The map shows the river and its tributaries, major roads, and various landmarks. A legend in the top right corner explains the symbols used. An inset map in the bottom left corner shows the location of the management area within the larger region of the Oiwake River.

Legend:

- 1. 国道 (National Road)
- 2. 主要地方道 (Main Prefectural Road)
- 3. 一般地方道 (General Prefectural Road)
- 4. 市町村道 (Municipal/Town/Village Road)
- 5. 河川 (River)
- 6. 湖沼 (Lake/Reservoir)
- 7. 海岸線 (Coastline)
- 8. 境界線 (Boundary Line)
- 9. 国境線 (National Border Line)
- 10. 市界線 (Municipal Boundary Line)
- 11. 町界線 (Town Boundary Line)
- 12. 村界線 (Village Boundary Line)
- 13. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 14. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 15. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 16. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 17. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 18. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 19. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 20. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 21. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 22. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 23. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 24. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 25. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 26. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 27. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 28. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 29. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 30. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 31. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 32. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 33. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 34. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 35. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 36. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 37. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 38. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 39. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 40. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 41. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 42. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 43. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 44. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 45. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 46. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 47. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 48. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 49. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 50. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 51. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 52. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 53. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 54. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 55. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 56. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 57. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 58. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 59. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 60. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 61. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 62. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 63. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 64. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 65. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 66. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 67. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 68. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 69. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 70. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 71. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 72. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 73. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 74. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 75. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 76. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 77. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 78. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 79. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 80. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 81. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 82. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 83. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 84. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 85. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 86. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 87. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 88. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 89. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 90. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 91. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 92. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 93. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 94. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 95. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 96. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)
- 97. 国土地利用計画 (National Land Use Plan)
- 98. 市土地利用計画 (Municipal Land Use Plan)
- 99. 町土地利用計画 (Town Land Use Plan)
- 100. 村土地利用計画 (Village Land Use Plan)

[illegible]

平成二十三年 国土交通省 大隅河川国道事務所

この対応は、国土と環境保全の両面を考慮、四国地方の2万5千平方キロメートル、6万坪の16万坪を割割したものである。(平成5年平22入第、第13号)

大隅河川国道事務所管内における災害時等応急対策業務
(地質調査)に関する基本協定

＜河川・砂防・道路事業＞

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長 岩男 忠明（以下「甲」という）と、コンサルタント(株) 代表取締役 ○○ ○○（以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策業務（地質調査）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲の直轄管理区間（河川・砂防・道路）において発生した災害（甲の直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体の管理区間）において発生した災害であって、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長である九州地方整備局長が出動命令を発した場合を含む。以下同じ。）の応急対策を緊急的に実施することを想定し、災害発生範囲の地質調査を行い、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

（業務の内容）

第 2 条 甲は、直轄管理区間（河川・砂防・道路）で災害等が発生し必要と認めるときには、災害状況に応じて乙に出動を要請することができるものとする。
2．乙は、前項の要請があった時は、速やかに体制を整え、被害状況を把握し、甲の指示により当該災害等の地質調査を実施するものとする。
3．乙は、これらの業務に適切に対応が出来るよう河川情報センター、日本道路情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

（業務の実施区間）

第 3 条 業務の実施区間は、甲が管理する直轄管理区間（河川・砂防・道路）とし別図ー 1 ～ 4 のとおりとする。

（出動の要請）

第 4 条 甲は、乙に対し第 3 条の業務実施区間の具体的な災害等の状況に応じ応急対策業務のための出動を書面又は、電話等の方法により要請するものとする。
2．乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第 5 条 甲の出動要請があった場合には、甲と乙は速やかに業務請負契約を締結するものとする。

（業務の実施）

第 6 条 業務の直接の指示は、大隅河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

2．乙は、第 4 条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し、指示者の指示のもと、地質調査の業務を実施するものとする。

（広域要請）

第 7 条 甲は大規模な災害が発生した場合は、第 3 条の工事の実施区間にとらわれることなく出動を要請することができるものとする。
2．乙は、前項の要請があったときは、道路・河川・砂防等を問わず、甲の指示により当該災害の応急対策業務を実施するものとする。

（損害の負担）

第 8 条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
2．本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
3．本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（有効期限）

第 9 条 この協定の有効期限は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

（協議）

第 1 0 条 この協定に定めのない事項または、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（雑則）

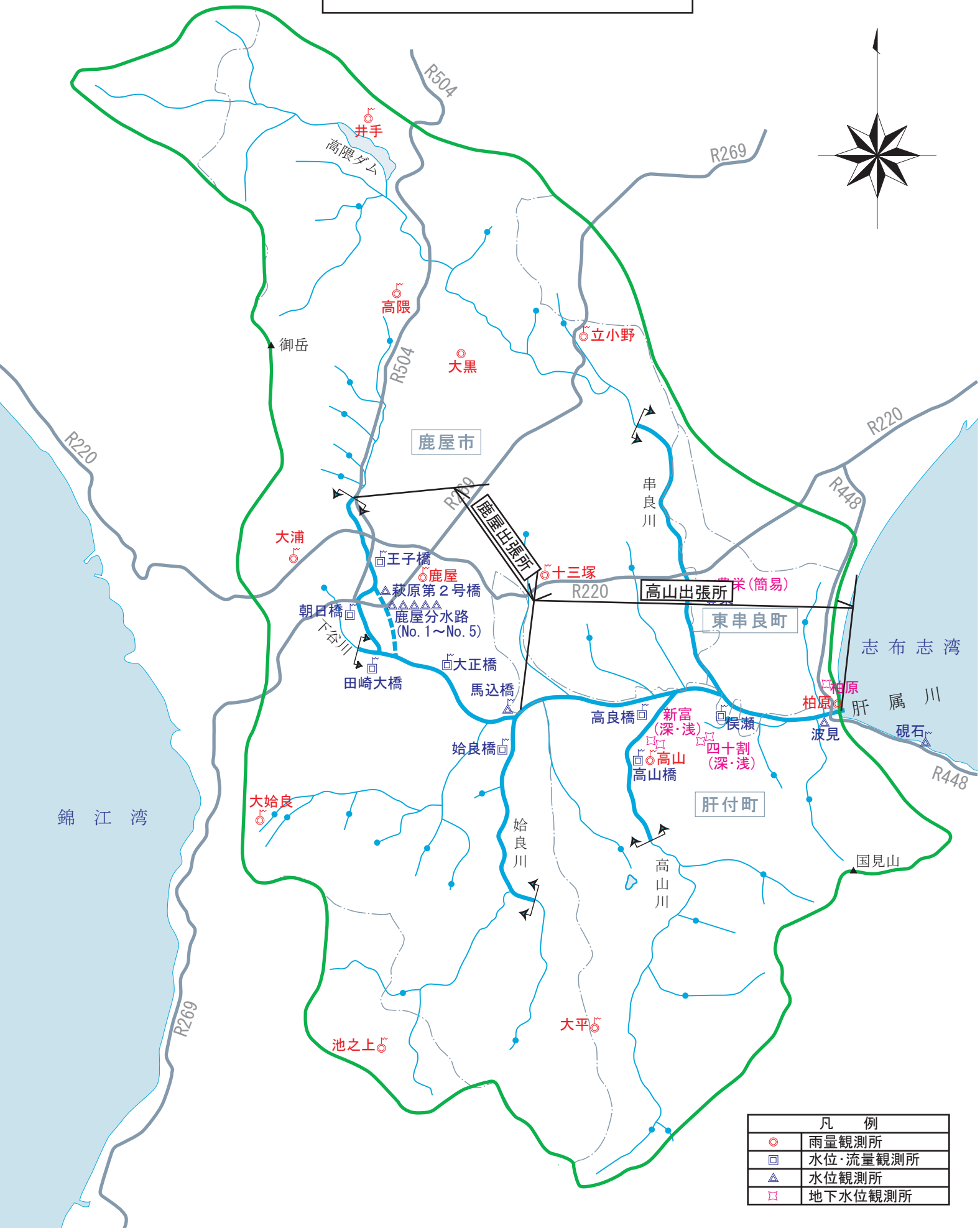
第 1 1 条 この協定の証しとして、本書 2 通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自 1 通保有する。

令和 3 年○月○○日

甲	住所 氏名	鹿児島県肝属郡肝付町新富 1 0 1 3 － 1 国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 岩男 忠明
乙	住所 氏名	鹿児島県鹿児島市○○丁目○○番○○号 ○○コンサルタント(株) 代表取締役 ○○ ○○

流域図

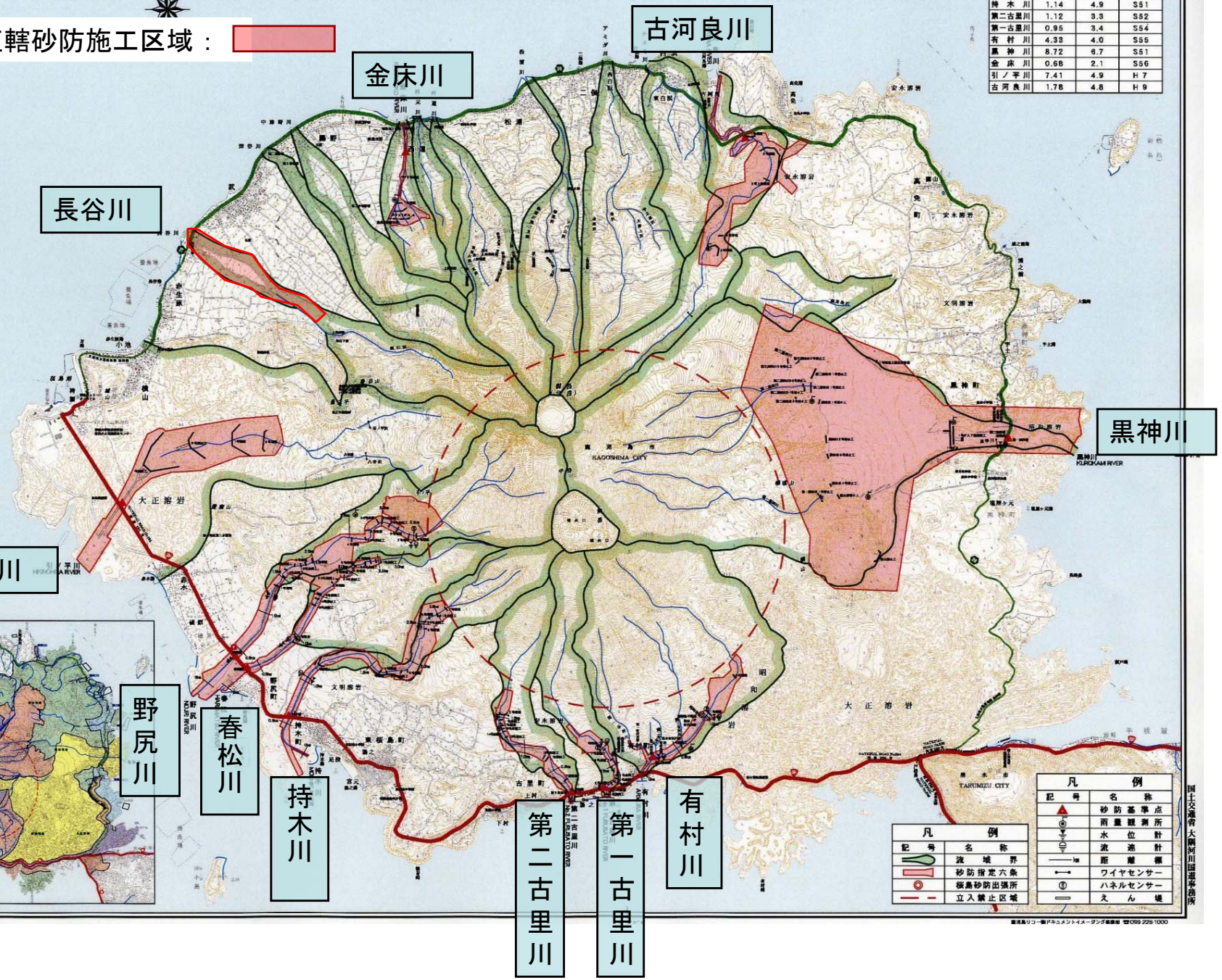
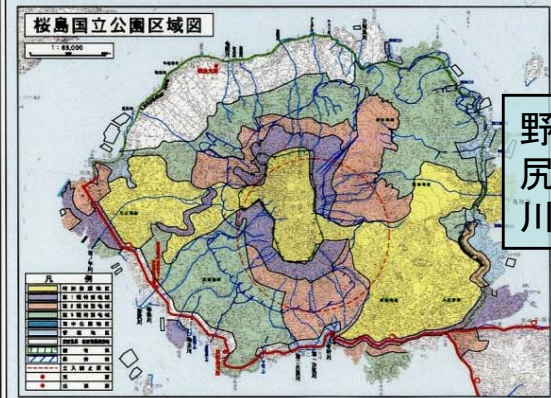
別図－1



桜島火山砂防事業管内図

河川名	流域面積	平均流量	平均流速
野尻川	2.75	4.9	S51
春松川	1.74	3.8	S52
持木川	1.14	4.9	S51
第二古里川	1.12	3.8	S52
第一古里川	0.95	3.4	S54
有村川	4.33	4.0	S55
黒神川	8.72	6.7	S51
金床川	0.68	2.1	S56
引ノ平川	7.41	4.9	H 7
古河良川	1.78	4.8	H 9

桜島直轄砂防施工区域：

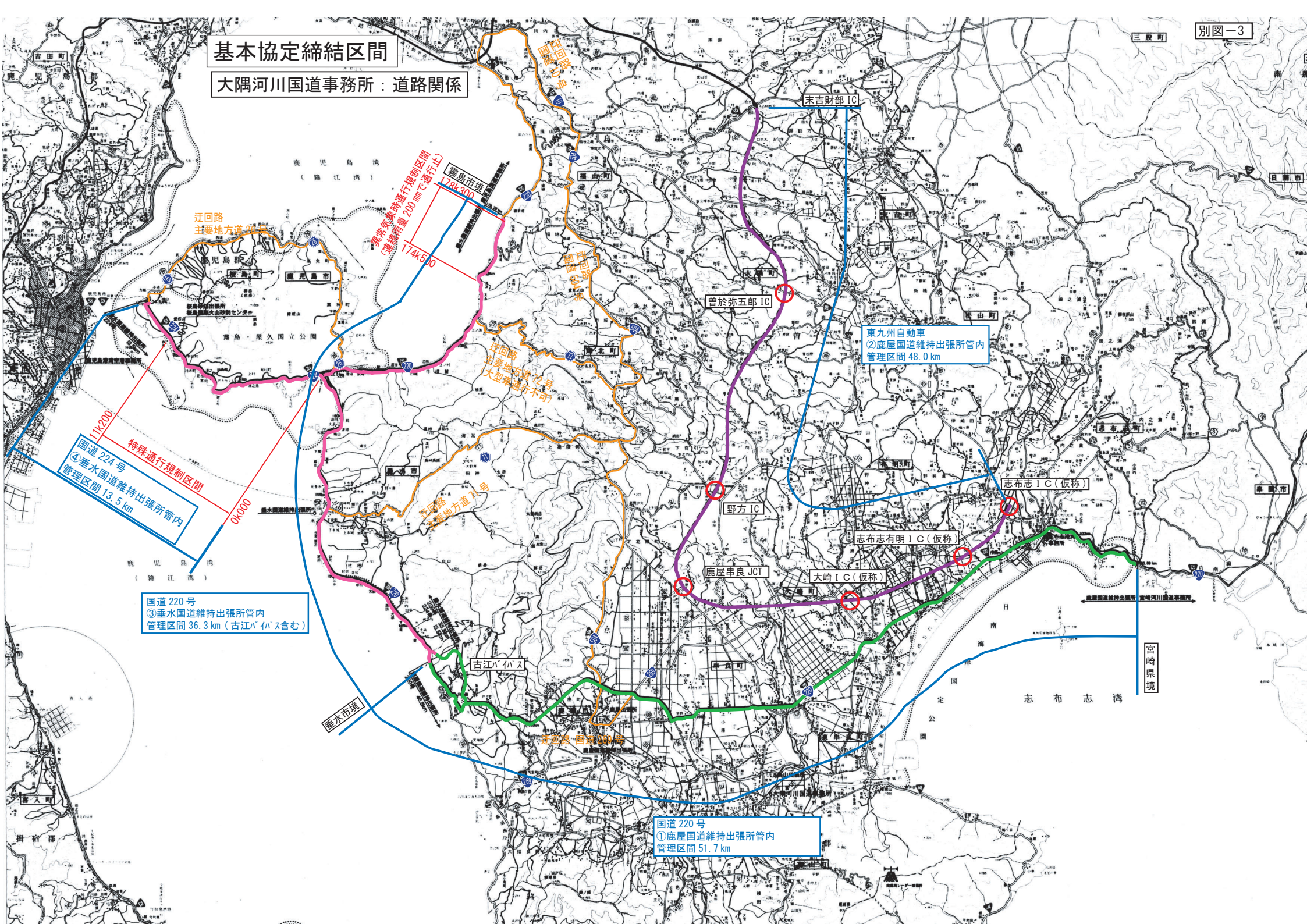


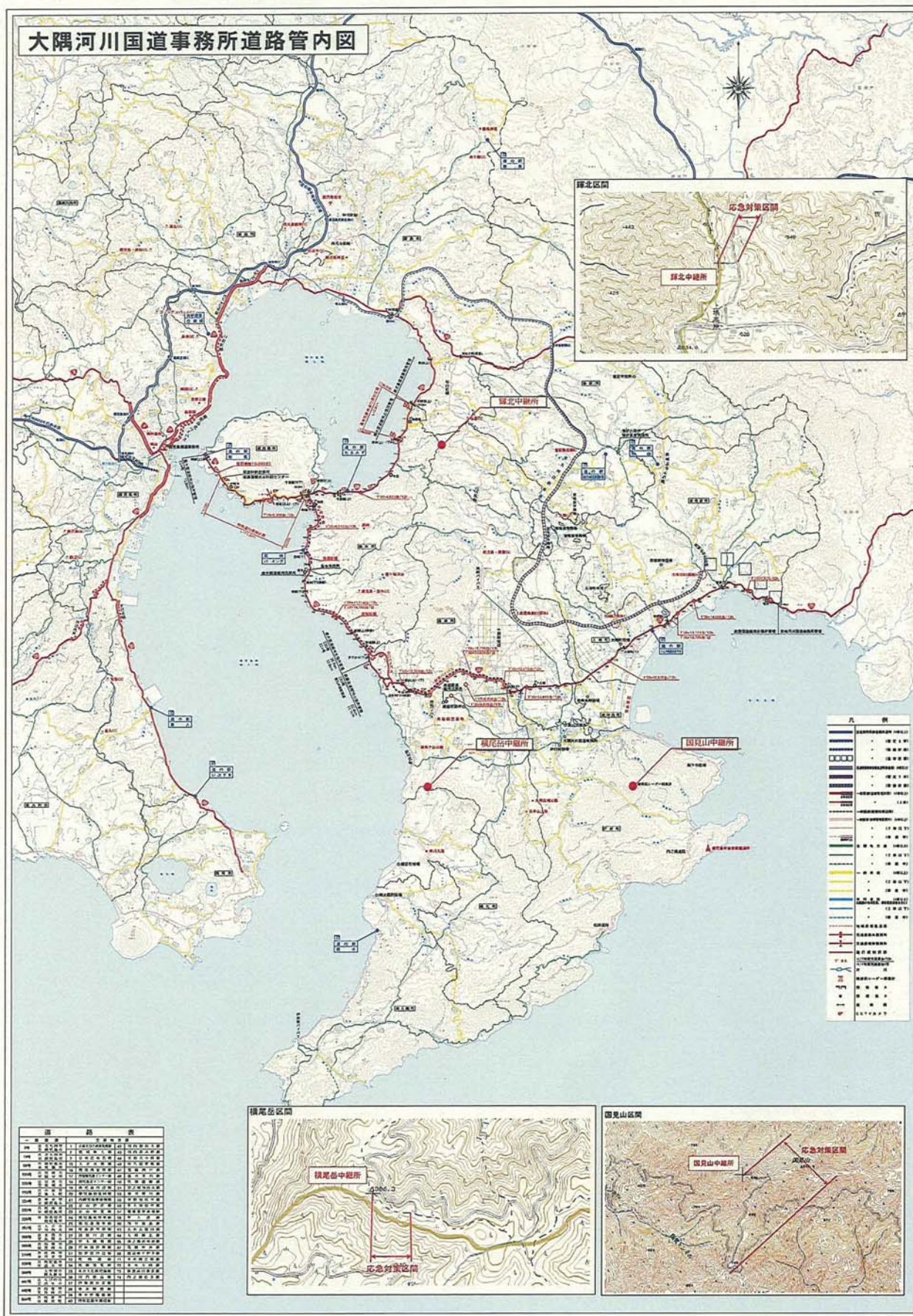
凡	例
△	砂防基準点
○	雨量観測所
○	水位計
○	流速計
○	距離標
○	ワイヤセンサー
○	ハネルセンサー
○	えん堤

凡	例
—	流域界
—	砂防指定六条
—	桜島砂防出張所
—	立入禁止区域

国土交通省大瀬川河川国道事務所

大隅河川国道事務所：道路関係





基 本 協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和３年〇〇月〇〇日

国土交通省九州地方地方整備局

大隅河川国道事務所長 岩男 忠明 殿

住 所 〒000-0000

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

商号又は名称 〇〇コンサルタント(株)

代 表 者 氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

令和３年２月３日付けで公告があった「大隅河川国道事務所管内における災害時等応急対策業務（測量・設計検討・地質調査等）に関する基本協定」の締結に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

※応募希望は、「測量・設計検討：河川・砂防」又は「測量・設計検討：道路」又は「地質調査」のいずれかを記載

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 技術資料等説明書８．（２）に定める企業の実績を記載した書面
- 2 技術資料等説明書８．（３）に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 技術資料等説明書８．（４）に定める企業の実施可能業務を記載した書面
- 4 技術資料等説明書８．（５）に定める企業の表彰記載した書面
- 5 技術資料等説明書８．（６）に定める継続的な営業に基づく信頼度を記載した書面
- 5 技術資料等説明書８．（７）に定める業務の即応体制を記載した書面

問い合わせ先

担当者 ： 〇〇 〇〇

部 署 ： 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号： （代）〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 （内線 〇〇〇）

F A X 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

(様式－２)

企 業 の 実 績 等

会 社 名： ○ ○ 株式会社

①業務実績

テクリス登録番号	完了年度	業務名称
	平成○○年	
	平成○○年	
	平成○○年	
	平成○○年	
	平成○○年	

※ テクリスに登録されていない等で業務実績が証明できない場合は、業務の実績が確認できる書面（契約書類等）の写しを添付すること。テクリスデータに業務概要等が登録されていない場合は、それらを確認できる仕様書等の写しを添付すること。

②表彰

表彰の種別	局長表彰 ・ 事務所長表彰
-------	-----------------------

※記載した表彰について、表彰状の写しを添付して下さい。

③継続的な営業に基づく信頼度（営業年数の継続性）

営業年数	○○年
------	-----

④業務の即応体制

応募資格要件を満たしている本店から大隅河川国道事務所までの到達時間	移動時間	距 離
	○○時間	○○ k m

※移動ルートは陸路とする。

(様式－３)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏 名 (フリガナ)	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
所 属 ・ 役 職			
保 有 資 格	技 術 士 (部門： 分野： 登録番号： ・ 取得年月日：)		

技術者の氏 名 (フリガナ)	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
所 属 ・ 役 職			
保 有 資 格	R C C M (部門： 分野： 登録番号： ・ 取得年月日：)		

技術者の氏 名 (フリガナ)	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
所 属 ・ 役 職			
保 有 資 格	測量士 (登録番号： ・ 取得年月日：)		

技術者の氏 名 (フリガナ)	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇 〇 〇 〇	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
所 属 ・ 役 職			
保 有 資 格	地質調査技士 (登録番号： ・ 取得年月日：)		

※上記記入欄を必要な分だけ追加して記載してください。

(様式－４)

実 施 可 能 業 務

[測量・設計検討]

実施可能な業務に○を記入、実施できない業務に×を記入してください。

分類	対応可能な業務	測量	調査	設計	ドローン	
					撮影	測量
道 路	道路の崩壊(切土面、盛土面)					
	舗装路面の損傷・陥没					
	橋梁の損傷・落橋(桁、橋台、橋脚)					
	トンネルの損傷					
	道路付属物などの損傷・破壊					
	ドローン保有数					台
	有資格者人数	人		人		人
河 川 ・ 砂 防	堤防の損傷・決壊					
	護岸の損傷					
	河川構造物(樋門・樋管・水門等)の損傷					
	河川構造物(機械設備)の損傷					
	導水路の損傷					
	砂防堰堤の損傷					
	流路工の損傷					
	導流堤の損傷					
	砂防関連施設の損傷					
	土砂災害等の危険箇所の調査点検					
	ドローン保有数					台
	有資格者人数	人		人		人

[地質調査]

実施可能な業務に○を記入、実施できない業務に×を記入してください。

分類	対応可能な業務	概査	ボーリング	解析等調査	斜面・法面調査	地すべり調査
地質調査						
有資格者人数						人

※有資格者の人数は、技術資料等説明書4(7)の資格保有者の人数を記入してください。

※ドローンの有資格者の人数については、ドローン操縦の可能者の人数を記入してください。